

所得税と町民税・県民税の申告が始まります

税の種類や申告内容などによって、申告会場が異なりますので申告内容を確認の上お出掛けください。

■問い合わせ先

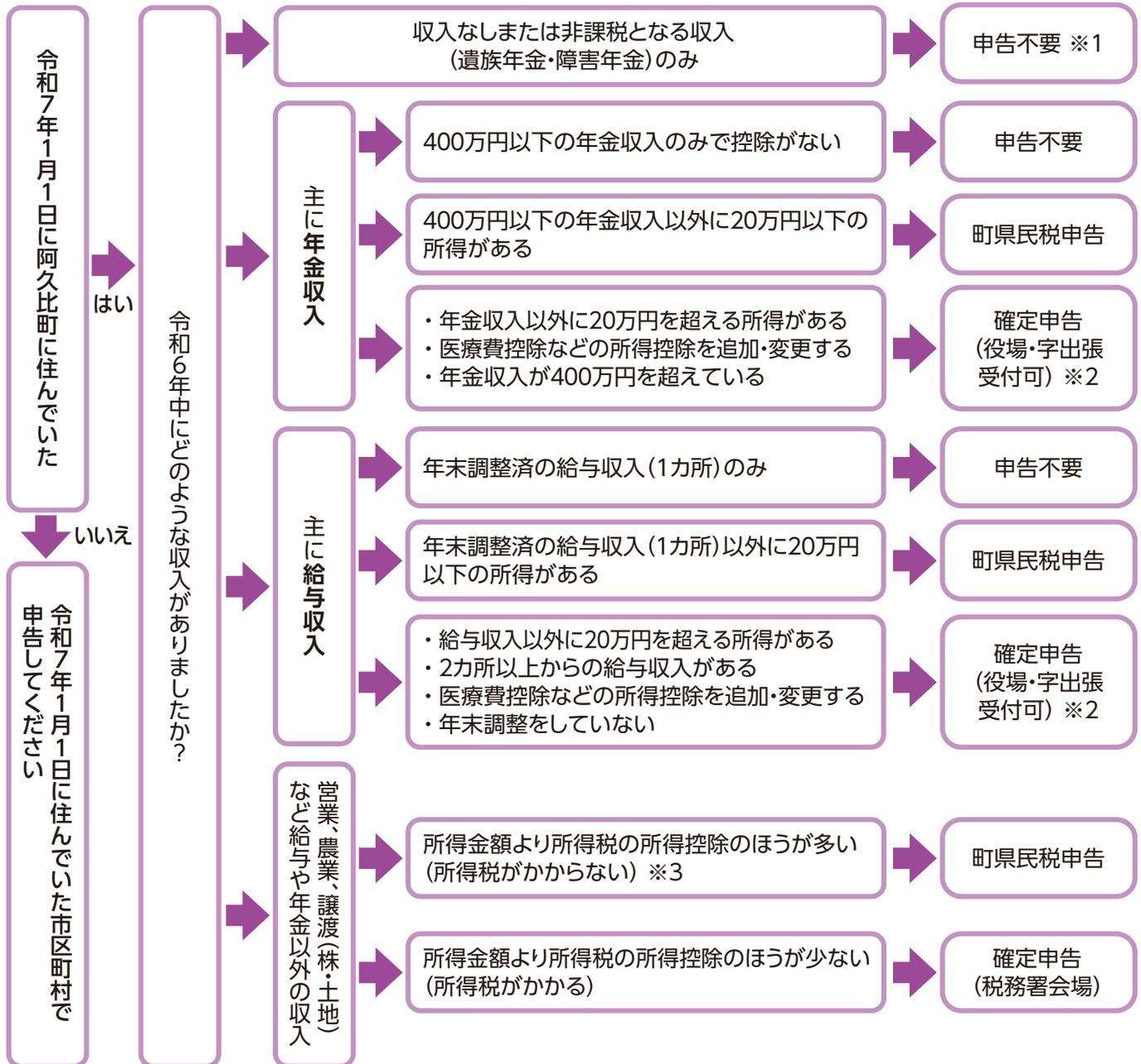
<所得税>半田税務署 ☎(21)3141 ※ 自動音声案内で「0」を選択してください。
 <町民税・県民税>税務課住民税係 ☎(48)1111 (内1111・1112)



▲町ホームページ

申告フローチャート

申告が必要かどうか、確定申告・町県民税申告が簡易的に判断できます。申告する人の状況によっては異なる場合があります。



*1 所得証明が必要な方、国民健康保険税などの軽減措置を受ける方などは町県民税の申告が必要
 *2 暗号資産などの所得、住宅借入金等特別控除、雑損控除、国外居住親族の扶養控除の申告は、役場の申告会場では受け付けできません。
 *3 営業所得などの経費の適否は税務署へ相談

町県民税申告となった場合でも、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

